

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月27日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	岩手県
3. 市区町村名	矢巾町
4. 届出番号	12
5. 独自利用事務の事例番号	70-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.yahaba.iwate.jp/docs/2016020800481/

執行機関名 矢巾町長

妊娠婦の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	子ども、妊娠婦、重度心身障害者、ひとり親家庭の親子等及び寡婦等に対する医療費給付に関する事務であって規則で定めるもの(妊娠婦)
②番号法別表第1の項	49	
③番号法別表第2の項	70	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年矢巾町条例第33号) 別表第1 第2の項 子ども、妊娠婦、重度心身障害者、ひとり親家庭の親子等及び寡婦等に対する医療費給付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第1条	矢巾町子ども、妊娠婦及び重度心身障害者医療費給付要綱(平成28年矢巾町告示第100号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、 <u>その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること</u> その他の福祉を等しく保障される権利を有する。	この告示は、子ども、妊娠婦及び重度心身障害者に対して、医療費の一部を給付し、適正な医療を確保することにより、心身の健康を保持するとともに、生活の安定を図り、もってこれらの者の <u>福祉の増進</u> に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		矢巾町子ども、妊娠婦及び重度心身障害者医療費給付要綱(平成28年矢巾町告示第100号)